

医療提供体制の改革に係る診療報酬での取扱いについて

- 社会保障審議会医療部会において、医療計画制度の見直し等、医療提供体制の改革について検討が行われ、12月2日「医療提供体制に関する意見（案）」が提出され、概ね了承された。
- 診療報酬では、入院基本料の人員配置基準等のように、医療法に基づく評価を行っているものがあり、医療提供体制の改革に伴い、診療報酬上の取扱いについても検討が必要となる事項がある。
- ついては、医療提供体制の改革の方向性を踏まえた今後の対応について、平成18年度診療報酬改定において、検討が必要となる項目を以下に整理した。
- 診療報酬と関連する医療提供体制の改革の項目
 1. 人員配置標準の見直し
 2. 入院診療計画の作成、医療安全対策の推進等
 3. 特定機能病院の看護配置標準の見直し
 4. 有床診療所の取扱いの見直し
 5. その他の事項
 - ・ 地域における疾患ごとの医療機関の連携体制について